山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金
令和8年度申請の主な変更点

共通

○交付申請、実績報告の提出先について

令和８年度分の提出先は令和７年度分と異なりますのでご注意ください。

【令和８年度分提出先】
〒400-0031　甲府市丸の内2-29-4　明治安田生命甲府ビル１階
（日本旅行甲府支店内）
令和８年度山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金事務局
電話：055-232-4853
メールアドレス：yamanashi-chingin@nta.co.jp

※令和７年度分の実績報告の提出先は変更ありません。

○補助金コースの変更について

令和７年度第２期募集から以下のとおり変更となっています。
・スキルアップ研修への補助を追加（環境改善コースとの併用を条件）
・拡大コース、助成金申請支援を本補助金のコースからは廃止

※生産性向上に資する設備導入等に要する経費については、中小企業等生産性向上設備整備等支援事業費補助金（産業政策課所管）が開始しましたので、活用をご検討ください。
URL：https://www.yamanashi-seisansei-up.jp/
※中小企業者等の生産性向上に資する国や県の補助金等を活用する際に、行政書士や社会保険労務士へ申請手続きを依頼する経費については、中小企業生産性向上補助金活用サポート事業（産業政策課所管）が開始しましたので、活用をご検討ください。
URL：https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/shinnseisapo-to.html

環境改善コース

○補助対象事業者について

補助対象事業者の要件に、**「豊かさ共創スリーアップ実践企業の認証」を追加（申請時は取得見込みでも可）。**

○交付申請の制限

令和７年度第２期（令和７年１２月１日～令和８年３月１３日）の募集期間内に申請された事業者で、３月１４日以降の賃上げ計画で申請されている場合、その引き上げ分で今回の補助金に申請することはできません。

○補助上限上乗せ要件の変更

上乗せ条件を以下のとおり変更しています。
次のいずれかを満たした場合を対象とする。
○厚生労働省のキャリアアップ助成金について、**令和７年４月１日以降**に山梨労働局から支給決定の通知を受けている場合
○**令和８年４月１日以降**にキャリアアップ・ユニバーシティの講座を修了した（見込みを含む）場合
※スリーアップ実践企業の認証は補助対象事業者の必須要件に変更

○補助上限上乗せの制限

過去に、賃金アップ環境改善事業費補助金で補助上限を上乗せして申請を行った事業場は、今回の申請で補助上限を上乗せして申請することはできません。

○交付申請の添付書類について

添付書類について、一部修正・追加となっています。
・豊かさ共創スリーアップ実践企業の認証書の写しを提出すること。（認証未取得の場合は認証審査受付メールの写し）
・見積書に諸経費が含まれている場合は、費用項目を記載すること。
・導入する設備等の内容や仕様がわかる書類（カタログ等）を提出すること。

○実績報告の添付書類について

添付書類について、一部追加となっています。
・経費の支出に関する書類として、新たに請求書の写しを提出すること。
・経費の支出に関する書類は内訳が分かることが望ましい。書類上内訳を確認できない場合には、内訳内容について詳細を確認する場合がある。

○指定区域内に事業場が所在する場合の補助率について

県外就業率の高さや地理的要因を勘案し、人材の確保・定着に向けたより重点的な支援を行うため、大月市、上野原市、南部町のいずれかに事業場が所在する場合は補助対象事業費の９/１０の額となります。
（補助金の支給額は、補助金交付要綱別表に定める補助上限額（補助上限上乗せ額を含む）と比較していずれか低い額となります。）

※要綱、要領、Q&Aをよく確認の上、申請書を提出してください